

平成 27 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）

平成 27 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 27 年 3 月 3 日 (火曜日) 午前 10 時 01 分開議

議事日程 (第 2 号)

- 日程第 1 (平成 26 年第 4 定) 富良野市農業委員会委員の推薦について
日程第 2 所管事項に係る委員会報告
調査第 4 号 防災対策について
調査第 5 号 次世代育成支援地域行動計画について
調査第 7 号 除排雪対策について
日程第 3 議会改革特別委員会報告
日程第 4 監査委員報告 (例月出納検査結果報告 平成 26 年度 11 月、12 月分)
(定期監査)
(財政援助団体監査)
日程第 5 報告第 1 号 専決処分報告 (平成 26 年度富良野市一般会計補正予算 (第 6 号))
日程第 6 議案第 10 号 ~ 議案第 41 号 (提案説明)
日程第 7 予算特別委員会設置

出席議員 (18 名)

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	6 番	横 山 久仁雄 君
	1 番	渋谷 正文 君		2 番	小林 裕 幸 君
	3 番	本 間 敏 行 君		4 番	黒 岩 岳 雄 君
	5 番	広 瀬 寛 人 君		7 番	今 利 一 君
	8 番	岡 本 俊 君		9 番	大 栗 民 江 君
	10 番	萩 原 弘 之 君		11 番	後 藤 英知夫 君
	12 番	石 上 孝 雄 君		13 番	関 野 常 勝 君
	14 番	天 日 公 子 君		15 番	岡 野 孝 則 君
	16 番	菊 地 敏 紀 君		17 番	日 里 雅 至 君

欠席議員 (0 名)

説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	若 杉 勝 博 君	保 健 福 祉 部 長	鎌 田 忠 男 君

經濟部長 原正明君
商工觀光室長 山内孝夫君
總務課長 高田賢司君
企画振興課長 西野成紀君
教育委員会教育長 近内栄一君
農業委員会会長 東谷正君
監査委員 宇佐見正光君

建設水道部長 外崎番三君
看護専門学校長 丸昇君
財政課長 柿本敦史君
教育委員会委員長 吉田幸男君
教育委員会教育部長 遠藤和章君
農業委員会事務局長 大玉英史君

選挙管理委員会委員長 桐澤博君

選挙管理委員会事務局長 一條敏彦君

事務局出席職員

事務局長 岩鼻勉君
書記 大津諭君
書記 澤田圭一君

書記 川崎隆一君
書記 山本卷江君

午前10時01分 開議
(出席議員数18名)

(平成26年第4定)富良野市農業委員会委員の
推薦について

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、
 渋谷正文君
 日里雅至君
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。
市長能登芳昭君。
市長(能登芳昭君) -登壇-
おはようございます。
議長のお許しをいただきましたので、行政報告いたします。

1、要望活動についてであります。

(1)富良野線の運行体系改善に関する要請について。
富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の1市4町1村で、2月3日、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社に対し、地域住民の利便性を最優先した運行体系の確保と拡充、機能性の向上について、観光リゾート地域の駅としての魅力と利便性の向上について、富良野線を利用した観光イベント等の企画ツアーの継続と充実についての3点について要請してまいりました。

2、職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲罰処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、平成26年12月25日をもって懲戒処分を行ったところであります。懲戒処分の内容については、次のとおりであります。
被処分者、建設水道部、管理職、50歳代。
処分年月日、平成26年12月25日。
非違行為、服務業務処理関係であります。
処分の内容、戒告。
懲戒等の歴はなし。
以上であります。
議長(北猛俊君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第1

議長(北猛俊君) 日程第1、前会より継続審査の富良野市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

農業委員会委員推薦特別委員会委員長菊地敏紀君。
農業委員会委員推薦特別委員長(菊地敏紀君) -登壇-

農業委員会委員推薦特別委員会より御報告を申し上げます。

農業委員会委員が平成27年3月31日をもって任期満了となるに伴い、平成26年12月5日付で、市長より後任の議会推薦委員の推薦依頼があり、委員7名による特別委員会を設置いたしました。

議会推薦委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づき、学識経験を有する者4名以内となっており、委員会での選考に当たっては、まず、選考方法について協議を行い、さらに、地域課題に詳しく精通した人選が必要であるということから、地域割り等も考慮することを確認いたしました。

委員会では、地域の協議により推薦された委員をもって議会推薦することで意見の一致を見たところであります。

学識経験豊かな次の4名の方を推薦することと決定いたしました。

お名前を申し上げます。

萱原隆氏、58歳、小川賀津博氏、59歳、吉中文也氏、58歳、中村行男氏、62歳、以上4名の方であります。

皆様の御賛同をお願い申し上げます。推薦委員会からの報告といたします。

議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、

萱原隆君

小川賀津博君

吉中文也君

中村行男君

以上4名の方々を推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり推薦することに決しました。

日程第2 所管事項に関する委員長報告

議長（北猛俊君） 日程第2、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、防災対策について。

総務文教委員長岡野孝則君。

総務文教委員長（岡野孝則君） -登壇-

総務文教委員会より、調査第4号、防災対策についての調査の経過と結果について報告いたします。

近年の異常気象等により、日本各地で局地的な集中豪雨、土砂災害、火山災害、地震災害などが発生し、大きな被害を生じております。こうした災害の教訓をもとに、改めて、本市においても、大規模災害の発生を想定した防災対策について、行政、市民及び関係機関が連携し、取り組んでいくことが重要と認識をしたところであります。

本委員会では、昨年発生した広島市、礼文島の土砂災害による甚大な被害を鑑み、特に土砂災害対策に重点を置いて調査を進め、担当部局に資料の提出を求めました。その項目については、自主防災組織の現状、土砂災害警戒区域の指定箇所、災害時の避難対策と周知方法、避難所の実態などについて説明を求めました。

詳細については、記載のとおりであります。御一読願います。

委員会として、これまでの説明と現地視察に基づき、意見交換を行った結果、次の意見が出されました。

自主防災組織は、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織であり、全地域で結成されることを期待するところであります。特に、土砂災害警戒区域及び過去に災害が発生した地域については一刻も早い組織結成が望まれるところでありますが、地域によっては、人材不足、防災意識の低下、高齢化等といったさまざまな課題があり、こうした課題を踏まえつつ、自主防災組織結成の目的でもある、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を根づかせる取り組みを地道に進めていくことが求められます。

市内の先進的な事例として、地域振興会長が先頭になり、組織結成は、膨大な戸数を望まず、小単位の結成が有効であり、全地区にて説明し、全てが組織結成に至った、こうした一連の取り組みを例として結成に至った経緯等を広く連合会、町内会に周知することで、結成を促す必要があります。

自主防災組織の結成には、地域コミュニティ推進員の活用を進めるとともに、経費等の助成も視野に入れた支援策も必要と考えます。災害が発生したときの住民、施設、観光客への周知方法については、迅速で多様な手段を確保するとともに、さまざまなケースを想定した防災

マニュアルを策定し、それに沿った防災訓練を市民、関係機関と実施することで、災害時の被害の軽減につながることが重要であります。

また、地域及び施設が防災知識を習得できるよう、出前講座、防災講演会の開催などを行政から引き続き支援を行う必要があります。あわせて、防災意識の向上のため、防災用品等を市庁舎ロビー等に展示するなどの啓発策も必要であります。

地域防災計画に記載されている土砂災害危険箇所の世帯数、人口等のデータについては、平成14年度のものであり、この間、施設の移転等の変動があることから、データを管理している北海道に対して、最新情報への改定要請が必要と考えます。

安全・安心メールについては、いち早く伝える手段と考えますが、平成27年1月19日現在の登録者数は598名であります。連合会、地域内での会合等を利用するとともに、地域コミュニティ推進員を活用して、登録の必要性、登録促進の周知を行い、また、携帯電話での登録操作をわかりやすく説明することも重要と考えます。ラジオでの周知については、全地区が聴取できることを望むものであります。土砂災害警戒区域に対し、サイレン等を設置し、瞬時に知らせることも、必要に応じ、検討を望むものであります。

災害はいつ襲ってくるかわからず、絶えず緊張感を持ち、対処していかなければなりません。大雨時の素早い情報収集を行うことによって、第1に、人命の安全、被害をいかに未然に防止するか、また、被害が出しまった場合、迅速に対応することが基本であることを確認し、委員会として4点について意見の一致を見て、記として付したところであります。

1、自主防災組織の結成及び結成に向けた支援策と結成後の活動継続に対しての検証を行い、地域コミュニティ推進員の活用も含めて検討され、組織の充実を図りたい。

2、土砂災害警戒区域等の住民に対して、避難等の防災体制の周知をする取り組みを強化し、緊密な連携を保ち、適切な予防措置に努められたい。

3、災害に対する周知については、迅速で多様な手段を確保するとともに、さまざまなケースを想定した防災訓練を市民、関係機関等と実施することで、災害時の被害の軽減につながられたい。

4、気象の変動等に対して迅速な情報を得るためにも、伝達体制を確立し、防災対応に努められたい。

以上、総務文教委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文

教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、次世代育成支援地域行動計画について。

保健福祉委員長岡本俊君。

保健福祉委員長（岡本俊君） -登壇-

保健福祉委員会より、事務調査について御報告いたします。

調査第5号、次世代育成支援地域行動計画についてであります。

本委員会は、担当部局より資料の提出と説明を求め、本市の課題について意見交換をし、さきの第3回定例会において中間報告の後、次世代育成支援地域行動計画実績及び平成26年に調査された富良野市子ども・子育て支援計画策定のためのアンケート調査結果の報告などを参考にし、社会全体による子育て支援のあり方について調査を進めてきたところであります。

本市の次世代育成支援地域行動計画は、平成15年に次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間として策定され、平成17年度から平成21年度までの5カ年を前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として進めており、後期計画では、前期計画の進捗状況や課題を整理し、新たな推進事業の追加とワーク・ライフ・バランスや子育て環境の整備を行ってきたところであります。

委員会では、調査を行う前に、子育ての基本とは何かという点について意見交換を行い、家庭における子育てが基本であることで一致し、このことを前提に調査を進めてまいりました。

以下4点ほどに議論が集中し、まとめられたところであります。

1点目は、ファミリー・サポート・センター事業についてであります。

今年度から実施された事業であります。この事業に対する子育て世代の期待は大きく、事業を周知するための情報発信や、依頼、援助の双方の会員の増員、会員相互の交流を図ることを初め、安全を確保するための研修充実、提供会員の中に保育士の有資格者や保育経験者を確保するなど、地域社会における子育て支援体制づくりの充実が必要と考えられるところであります。

2点目として、仕事と子育ての両立の推進であります。

近年、働き方の意識の変化や女性の社会への参加の増大など、共働き家庭が増加し、加えて、核家族の進展などによって家庭における子育てと仕事の両立が困難な状況にあります。特に、育児休暇の普及、そして、労働時間の短縮啓発、女性の再就職の支援など、施策を推進することで子育てのしやすい社会環境の規範をつくること大切だと考えることで一致したところであります。

3点目の乳幼児の健康増進のための歯科保健の充実に

ついてであります。

本市は、母子の健康確保を目指し、妊娠から出産、新生児期、育児期を通じ、各種の健診や相談事業、虫歯予防対策などを実施し、虫歯の早期発見のための検診を行っております。委員会では、児童の歯や口腔の健全な育成に対する必要性が議論されたところであります。北海道歯科保健医療計画の推進に基づいて、妊娠期から子供にとって歯科保健の出発点であることを認識し、育児期の歯科保健の向上につなげるよう、歯科医師による歯科検診調査や歯科保健指導の充実が必要と考えられます。

4点目に、家庭的役割について議論がされました。

核家族化や地域関係の希薄化などから親となるべき人に対する教育力が弱まることで、子育てに関する知識不足から子育てに不安を感じることを初め、子育てそのものを負担に思う保護者が増加していると推測されるところであります。このことに対し、行政は、子育て支援センターを拠点とし、子育ての負担軽減ため、安心して子育てができる支援策として、育児相談や子育てサークル支援を行っているところであります。

仕事、家庭、子育ての両立とバランスについて、家庭内で話し合いを持つことで、片親だけに子育ての負担が偏重しないように、子育てに対する不安を軽減し、解消することが大切であると委員会では結論づけさせていただきました。このことから、家庭が共有する子育てに関する情報と、家庭協力の事例に関する情報や、家族相互の共通認識を図ることを目的とした講習会、講演会などの推進を図るべきだと考えているところであります。

これらの議論を踏まえ、子育ての基本は家庭、行政や地域は支援であることを改めて認識したところであり、このことを十分に理解した上で、子育てにかかわる必要があると考えるところであります。

また、既存の事業に加え、これまで述べてきた内容を促進する事業の推進が図られることで、親はもとより地域全体で子育てが進展し、出生の増加につながるということ委員会の一致を見たところであります。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で保健福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第7号、除排雪対策について。

経済建設委員長天日公子君。

経済建設委員長（天日公子君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第7号、除排雪対策についての調査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、また、市道各路線の除排雪状況並びに市内堆積場の状況

を確認するため、現地調査もあわせて行ってきました。

本市の除排雪対策については、本年度から市内の除排雪業に携わる9業者から成る富良野維持管理協同組合へ業務委託することとなりました。本委員会では、新たに始められた組合への業務委託のあり方について、市民サービス向上の視点から各担当課と意見交換を行うとともに、過去の除排雪対策についての事務調査の経過を踏まえて、安定した除排雪体制が維持されてきているか、その状況と課題の把握を行いました。

組合への業務委託については、受託側の窓口が一本化され、業務の効率化が図られることや、組合内部で業者間の融通性が向上することに期待する意見が各委員から出されたところです。新たな業務委託体制は、一つの組合として組織されたことで、除排雪に関する情報を9業者間で共有できる体制が整えられることから、相互に支援できる除排雪体制の確立を図り、これまで以上に地域の実情に即した除排雪作業を望むところであります。

除雪後の道路に面した出入り口部分、間口における残雪処理については、大雪のときに朝の通勤時に交通の支障が出ないよう、丁寧かつ迅速な残雪処理が求められています。さらに、昨年度から市道の仲通除雪が始まり、仲通からかき出した雪が幹線道路の交差点脇に排出されるため、通行車両や歩行者の見通しがきくように配慮しなければなりません。特にフラノ・マルシェ周辺は、再開発事業による道路改良で雪の堆積スペースが狭いために、きめ細やかな排雪作業が必要とされています。

各委員からは、新たな業務委託体制のもとで、降雪や道路状況に応じた柔軟な除排雪作業へ改善が図られ、かつ、除排雪経費の削減につながることを期待する意見が出されています。組合への業務委託体制はまだ始まったばかりであり、今後生じる諸課題に対して試行錯誤を重ねながらその解決に当たり、組合が持つ役割と機能を十分果たせるように、行政は指導・監督に努められるよう期待するものであります。

また、最近では、市の除排雪とは別に、市民が、直接、自宅敷地内の除排雪作業を民間業者へ委託することも多くなってきています。個人的に重機を持って作業を請け負っている個人事業者は、除雪は行うが、排雪までは行わない場合があり、その分の雪を道路へ出すことで車両の通行に支障を及ぼす事例が見受けられます。市は、除排雪作業を請け負う際のルールを明示し、現場の状況に詳しい富良野維持管理協同組合を通して指導していくべきであります。民間同士で除排雪作業の受委託を行う際には、周囲の安全に十分配慮するとともに、万が一の事故を想定し、損害賠償保険を含めた契約を結ぶなど、トラブルを未然に防止するよう啓発に努めるよう願うものであります。

市の道路除排雪に係る経費は、ここ数年間、ふえ続け

ているものの、道路の維持管理に係る経費は変わっておりません。道路の舗装改良や路盤整備は冬期間の円滑な路面整正作業にもつながることから、除排雪と道路整備を一体的に捉えて考えるべきであり、今後は、冬の暮らしの視点から効率的な除排雪作業を考慮した道路整備のあり方も検討すべきであります。

計画的に除排雪作業を進めるためには、各町内会における除排雪作業への協力は必要不可欠であり、これまで町内会長を通じて、市と各町内会の連携体制が築かれてきているところです。しかし、除排雪に対する市民ニーズは多様化し、要望や苦情を取りまとめる町内会長への負担がふえてきている状況にあります。地域によっては、除雪作業時において、一部のモラルのない市民によって道路へ大量に雪が出され、排雪作業が予定どおりに進まないなど、地域ごとに除排雪作業に対する協力体制に大きな違いが見られます。今後とも、地域住民と対話をする中で、市民と行政の役割分担をいま一度確認し、市民が行わなければならない部分の理解を求めながら、町内会や連合町内会を含めた地域との信頼関係が築かれることを望むものであります。

以上、本委員会での議論内容について述べてきましたが、除排雪対策は、市民が冬の生活を快適に過ごす上で公共サービスの根幹となる部分であり、少子高齢化、福祉、子育てなど、安全・安心なまちづくりを視野に入れた中で、全庁的な取り組みとして今後の対策強化に期待するところであります。

以上、経済建設委員会より報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

日程第3 議会改革特別委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第3、前会より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長岡本俊君。

議会改革特別委員長（岡本俊君） -登壇-

議会改革特別委員会より御報告申し上げます。

富良野市議会議会改革は、議員が切磋琢磨する中で、住民の提言を政策化する政策能力、まちづくりの提案者としての提案と討議能力、二元代表制における監視機能を高め、住民の負託と使命を果たす取り組みを優先に、今日まで議会改革を行ってまいりました。議会改革のこの取り組みに関しましては、議会改革に関する課題とし

てまとめさせていただいております。御一読のほどをよろしくお願い申し上げます。

平成25年3月に設置されました本議会改革特別委員会、平成12年、議会改革懇話会から開始され、改革の積み重ねと実績を検証し、議員定数の適正化、常任委員会の所管のあり方、議会基本条例の課題、地方自治と議会の果たす役割について議論を重ねてまいりました。

議員定数に関しましては、自治体規模や財政規模の検討、そして、議会報告会において住民の皆さんと議会の果たす役割と議員定数について意見交換し、また、議員全員による自由討議など慎重に議論し、次期改選期に向けた議員定数は現行の18名を維持することといたしました。また、委員会所管につきましては、今後、現行の所管で常任委員会を行い、さらに、行政の大幅な組織変更がなされた時点で検討することといたしました。

議会基本条例につきましては、長年にわたる富良野市議会議会改革の推進を基本に、分権時代における住民代表機関としての熟議を重ねる民主主義の原点について協議を重ね、二代表制のもと、議会の果たす役割を明確にし、富良野に住んでよかったと実感できるまちづくりを目指すことを誓い、富良野市議会における最高規範として条例を制定いたしました。

今後は、基本条例に即した議会運営をすることにより、市民に開かれた市民本位の議会となることが明確になり、より一層の民主主義が進展されることが考えられます。基本条例は、さらに、市民による評価を通じ、適時、必要に応じた柔軟な改正を行い、住民の自治の発展を目指し、時代に合った議会運営ができることを確信するところであります。

平成12年より続きました議会改革につきましては、今報告を最終といたすところであります。今後の議会改革につきましては、条例に示してあるとおり、議会運営委員会において議論され、そして、実行されるというふうを考えておりますので、今回の特別委員会をもって最終報告とさせていただきます。

以上です。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

日程第4 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第4、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成26年度11月、12月の2件、平成26年度定期監査報告及び財政援助団体監

査報告であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第5

報告第1号 専決処分報告（平成26年度富良野市一般会計補正予算（第6号））

議長（北猛俊君） 日程第5、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号 専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る2月3日付で、平成26年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本件につきましては、去る2月2日、富良野市名誉市民であります滝口國一郎様が御逝去されたことに伴い、2月5日にとり行われました市葬に係る経費を追加するものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成26年度富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ625万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億2,897万7,000円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、市葬の執行に係る経費625万8,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

11款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税625万8,000円の追加でございます。

以上、平成26年度富良野市一般会計補正予算の専決処分について御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、承認することに決しました。

日程第6

議案第10号から議案第41号(提案説明)

議長(北猛俊君) 日程第6、議案第10号から議案第41号まで、以上32件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

議案第10号、平成26年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ1億5,285万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億8,182万9,000円にしようとするものと、繰越明許費8件、債務負担行為の補正で追加1件、変更1件及び地方債の補正で変更7件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

28ページ、29ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、土地売払い収入相当額を積み立てる財政調整基金積立金、一般寄附金のうちのふるさと納税分を積み立てる地域振興基金積立金及び地域づくり推進基金積立金、旧北の峯ハイツ敷地に係る土地購入費、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援事業費の地方版総合戦略策定委託料等の追加、事業費の確定に伴う地籍調査業務委託料、富良野広域連合負担金、市有林造成委託料等の減額、差し引きいたしまして5,759万6,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援事業費の福祉燃料助成事業委託料、社会福祉費寄附金の積み立てと、後年度事業に備えて積み立てる社会福祉基金積立金、地域福祉センター管理費、デイサービスセンターやまべ運営管理事業費、デイサービスセンターいちい運営管理事業費の施設修繕料、燃料単価の高騰に伴う指定管理料、利用増に伴う障害福祉サービス費等の追加、執行見込みによる国民健康保険特別会計繰出金、老人施設入所委託措置費、介護保険特別会計繰出金、重度心身障害者医療費、訪問入浴サービス事業委託料、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業費に係る臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の減額、2項児童福祉費で、利用者の増に伴う障害児通所給付費等の追加、執行見込みによるファミリー・サポート・センター事業委託料の減額、3項

生活保護費で、平成25年度分の生活保護費負担金精算返還金、セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金精算返還金の追加、差し引きいたしまして3,363万2,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、子宮頸がん、乳がん検診受診者の増に伴う各種検診委託料、看護専門学校のパソコン等の購入による器具購入費の追加、執行見込みによる各種予防接種委託料、妊婦健康診査委託料、臨時保健師賃金、看護専門学校の実習に係る報奨金等の減額、2項清掃費で、リサイクルセンターの燃料及び光熱費の追加、事業費の確定に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額、3項水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、差し引きいたしまして1,239万4,000円の減額でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、富良野広域圏通年雇用促進協議会分担金31万1,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業担い手育成センターの投雪機の器具購入費、事業採択に伴う経営体育成支援事業助成金、国の補正予算に伴う青年就農交付金、地域住民生活等緊急支援事業費の営農指導促進事業補助金、緑峰高校農業特別専攻科学生確保対策事業補助金、事業費の確定に伴う草地生産力向上支援特別対策事業補助金、道費財源の配分調整に伴う南大沼地区農地防災事業負担金、燃料単価の高騰に伴う農村環境改善センター運営管理費の指定管理料等の追加、事業費確定による防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、栽培用ハウス促進事業補助金、草地畜産基盤整備事業負担金、食料供給基盤強化特別対策事業負担金、農業基盤整備促進支援事業補助金等の減額、2項林業費で、林業費寄附金を積み立てる森林自然愛護基金積立金の追加、事業費の確定に伴う民有林育成推進事業補助金、有害鳥獣駆除事業交付金等の減額、差し引きいたしまして1,141万7,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援事業費の富良野商工会議所及び山部商工会が実施するプレミアム付きふるらの市内共通商品券発行事業に対する地域振興消費拡大推進事業補助金、消費喚起効果等調査業務委託料、中小企業振興総合補助金、観光インフォメーションセンター業務委託料、観光地サイン整備計画策定業務委託料、富良野・美瑛広域観光推進協議会負担金、富良野市観光促進協議会補助金、スノーファンタジー推進協議会補助金、登山コース環境整備調査委託料、燃料単価の高騰に伴う中心街活性化センターの指定管理料等の追加、事業費の確定に伴う山部自然公園太陽の里の廃棄物処理委託料、遊具撤去工事費の減額、差し引きいたしまして9,019万7,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、10トンダンブトラ

ックに係る車両購入費の追加、2項道路橋梁費で、東西自由通路のエレベーター修繕等の施設修繕料の追加、事業費の確定に伴う南1号8線橋架換事業費の文具・消耗器材及び印刷代の減額、4項都市計画費で、朝日ヶ丘総合公園のトイレ改修に係る公園リフレッシュ工事費の追加、事業費の確定に伴う公園施設長寿命化改修工事費の減額、5項住宅費で、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援事業費の住宅リフォーム促進事業補助金の追加、事業費の確定に伴う住宅耐震改修促進補助金、公営住宅解体工事費の減額、差し引きいたしまして2,804万7,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、育英基金返還金、後年度事業に備えて積み立てる育英基金積立金の追加、執行見込みによるスクールバス運行委託料、高等学校バス通学費補助金の減額、2項小学校費で、小学校管理費の燃料及び光熱水費の減額、3項中学校費で、中学校管理費の燃料及び光熱水費の減額、4項幼稚園費で、対象者の増による私立幼稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園預かり保育奨励補助金の追加、5項社会教育費で、文化会館のボイラー施設の施設修繕料、利用増による大ホール運営委託料、プロジェクター等の更新による器具購入費の追加、文化会館の燃料及び光熱水費、図書館の燃料及び光熱水費、執行見込みによる演劇工場の指定管理料、ふらの演劇祭実行委員会交付金、生涯学習センターの燃料及び光熱水費、ボイラー保守点検委託料の減額、6項保健体育費で、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援事業費の市内中学生利用のスキリフト無料化を図るスキー場施設使用料、体育施設管理費の燃料単価の高騰に伴う指定管理料等の追加、執行見込みによる東山体育振興会補助金、子どもスキー技術向上支援事業費のスキリフト施設に係る施設使用料、学校室内空气中化学物質濃度測定委託料等の減額、差し引きいたしまして216万8,000円の追加でございます。

11款給与費は、1項給与費で、中途退職者等による一般職給料、各種手当、中途退職者や負担金料率の改定等に伴う市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金、市町村職員共済組合負担金、公立学校共済組合負担金の減額で、5,750万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、収入見込みを考慮し、1項市民税で、2目法人の現年課税分法人税割2,050万8,000円の追加でございます。

11款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税の交付決定額により4,780万円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、4目農林業費負担金の草地畜産基盤整備事業負担金2,032万2,000円

の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、1項使用料で、3目衛生使用料の看護専門学校授業料（現年度分）、7目教育使用料の文化会館使用料の減額、2項手数料で、3目農林業手数料の営農証明に係る証明手数料、農地所有権移転に伴う登記手数料の追加、差し引きいたしまして158万3,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金等の追加、2項国庫補助金で、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金、東6条道路改良舗装事業交付金、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金の追加、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、臨時福祉給付金給付事務費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、地域住宅交付金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等の減額、差し引きいたしまして5,549万5,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金等の追加、地籍調査事業負担金の減額、2項道補助金で、強い農業づくり事業補助金、地域づくり総合交付金、草地生産力向上支援特別対策事業補助金、国の補正予算に伴う新規就農・経営継承総合支援事業交付金、地域ふれあいプレミアム付き商品券発行促進事業補助金等の追加、重度心身障害者医療給付事業補助金、食料供給基盤強化特別対策事業補助金、市有林造成事業補助金、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業補助金等の減額、3項委託金で、南1号8線橋架換事業委託金の減額、差し引きいたしまして5,471万7,000円の追加でございます。

17款財産収入は、2項財産売払収入で、土地売払収入、市有林間伐材素材売払収入で、1,236万7,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、社会福祉費寄附金、林業費寄附金、都市計画費寄附金、教育費寄附金で、2,829万8,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、社会福祉基金繰入金、開庁100年記念事業基金繰入金、財政調整基金繰入金で、4,105万円の減額でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入（現年度分）の追加、5項雑入で、農業者年金事務委託手数料等の追加、重度心身障害者医療費高額療養費、看護専門学校施設管理費（現年度分）等の減額、差し引きいたしまして207万8,000円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、農業基盤整備事業債、中小企業経営改善指導事業等補助事業債、中小企業振興事業債の追加、公園施設長寿命化事業債、南1号8線橋架換事業債、子どもスキー技術向上支援事業債、地域づくり推進事業債の減額、差し引きいたしまして130万円の減額

でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2表繰越明許費の6款農林業費1項農業費、道営農業生産基盤整備事業につきましては、道費の財源調整によるもの、7款商工費1項商工費、地域振興消費拡大推進事業につきましては、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が平成27年度に及ぶため、その他の地域住民生活等緊急支援事業6件につきましては、国の補正予算によるもので事業の完了が平成27年度となるため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正の平成26年度認可保育所園庭整備事業費につきましては、早期に事業を着工する上で平成26年度中に契約事務を進めるため、期間、限度額を定め、追加するもの、平成26年度富良野市農村環境改善センター指定管理料につきましては、電気料金の値上げに伴い、限度額を記載のとおり変更するものでございます。

第4表地方債補正につきましては、農業基盤整備事業債は、道費財源の配分調整に伴う起債額の追加、公園施設長寿命化事業債、南1号8線橋架換事業債につきましては、事業費の確定に伴う起債額の減額、その他4件につきましては事業費の確定及び過疎対策事業債(ソフト事業分)の事業間調整に伴う起債額の調整で、記載のとおりそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、平成26年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1億3,911万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億2,702万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

16ページ、17ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、一般管理費の国民健康保険システム修正委託料の減額、職員管理費の一般職給料等の追加、各種手当等の減額、2項徴収費で、職員管理費の一般職給料、各種手当等の追加、市町村職員退職手当組合負担金の減額、差し引きいたしまして81万5,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費で、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費の減額、2項高額療養費で、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の減額、4項出産育児諸費で、1目出産育児一時金、2目支払手数料の減額、合わせて1億4,246万3,000円の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等は、1項後期高齢者支援金等、

1目後期高齢者支援金の財源振りかえでございます。

6款介護納付金は、1項介護納付金で、17万5,000円の減額でございます。

7款共同事業拠出金は、1項共同事業拠出金で、1目高額医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて2,683万4,000円の減額でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費で、高齢者インフルエンザ予防接種助成金の追加、2項特定健康診査等事業費で、特定健康診査委託料の減額、特定健康診査等負担金過年度分精算返還金の追加、差し引きいたしまして8,000円の減額でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金で、療養給付費等負担金過年度分精算返還金、3,118万1,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分、後期高齢者支援金分の滞納繰越分の追加に、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費分滞納繰越分の追加に、医療給付費分現年課税分の減額、差し引きいたしまして6,000万円の減額でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金で、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の減額、2項国庫補助金で、財政調整交付金の減額、合わせて1億334万2,000円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金は、1項療養給付費等交付金で、過年度分の追加に現年度分の減額、差し引きいたしまして1,300万3,000円の減額でございます。

5款前期高齢者交付金は、1項前期高齢者交付金で、32万2,000円の減額でございます。

6款道支出金は、1項道負担金で、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の減額、2項道補助金で、財政調整交付金の追加、差し引きいたしまして121万3,000円の追加でございます。

7款共同事業交付金は、1項共同事業交付金で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の減額、合わせて7,117万3,000円の減額でございます。

9款繰入金は、1項他会計繰入金で、一般会計繰入金の減額、2項基金繰入金で、富良野市国民健康保険事業保険給付基金繰入金の追加、差し引きいたしまして6,860万4,000円の追加でございます。

10款繰越金は、1項繰越金で、前年度の繰越金3,890万9,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、平成26年度富良野市介護保険特別会計補

正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ2,370万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を19億8,264万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料、職員給与改定に伴う職員管理費で、369万1,000円の追加でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費で、給付実績に伴う居宅介護サービス計画給付費、福祉用具購入費、住宅改修費、特定入所者介護サービス費の追加、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の減額、2項高額介護サービス等費で、給付実績に伴う高額介護サービス費の追加、差し引きいたしまして2,540万円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防事業費で、財源振りかえ、2項包括的支援事業・任意事業費で、実績に伴う高齢者配食サービス事業委託料、介護用品支給費の減額で、200万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分、2項国庫補助金で、地域支援事業の実績による現年度分介護予防事業分交付金、現年度分包括的支援事業・任意事業分交付金の減額、介護保険事業費補助金の追加、差し引きいたしまして384万8,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金で、保険給付の実績による介護給付費交付金現年度分、地域支援事業の実績による地域支援事業交付金現年度分の減額で、1,305万3,000円の減額でございます。

5款道支出金は、1項道負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分の減額、2項道補助金で、地域支援事業の実績による現年度分介護予防事業分交付金、現年度分包括的支援事業・任意事業分交付金の減額、合わせて751万5,000円の減額でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金で、保険給付の実績による1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金の減額、3目その他一般会計繰入金の追加、2項基金繰入金で、介護保険給付費準備基金繰入金の追加、差し引きいたしまして70万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第13号、平成26年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特

別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ230万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億6,940万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費で、公共下水道事業基金積立金の追加、2項下水道整備費で、事業費の確定に伴う長寿命化基本計画策定委託料、下水道管路情報整備システム構築委託料の減額、差し引きいたしまして230万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金で、事業費の確定に伴う水の安全・安心基盤整備総合交付金の減額でございます。

6款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金193万7,000円の追加でございます。

7款諸収入は、3項雑入で、区域外流入建設協力金、自動車損害共済災害共済金、合わせまして66万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第14号、平成26年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ263万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億1,126万8,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費で、消費税の減額と財源振りかえ、2項簡易水道事業費で、事業費の確定に伴う簡易水道動力計装機器更新工事費の減額、合わせまして231万1,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費で、地方債償還利子32万1,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金で、一般会計繰入金241万5,000円の減額でございます。

4款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金198万3,000円の追加でございます。

6款市債は、1項市債で、事業費の確定に伴う簡易水道事業債220万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2表地方債の補正につきましては、事業費の確定に伴う簡易水道事業費の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
議案第15号、平成26年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入から120万8,000円を減額し、収入予定額を4億8,459万2,000円に、収益的支出から218万1,000円を減額し、支出予定額を4億6,194万2,000円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額1億7,748万円を1億7,985万1,000円に改め、資本的収入から870万円を減額し、1億1,248万円に、資本的支出から632万9,000円を減額し、2億9,233万1,000円にするものと、予算第5条に定めた企業債の限度額7,210万円を6,340万円に改めるものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明を申し上げます。

4ページ、5ページ下段でございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用で、量水器取りかえに係る修繕費600万円の減額、五区5線送水管移設工事の確定による工事請負費862万9,000円の減額、固定資産除却費1,504万8,000円の追加、2項営業外費用で、消費税及び地方消費税260万円の減額でございます。

次に、収益的収入について御説明を申し上げます。

同じく、4ページ、5ページの上段でございます。

1款水道事業収益は、1項営業収益で、国庫負担金1,079万円の減額、2項営業外収益で、長期前受金戻入958万2,000円の追加でございます。

続きまして、資本的支出について御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費で、麻町地区配水管更新工事ほか3工事の確定に伴い、632万9,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債で、870万円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第16号、平成26年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第1号は、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与に不足が生じることから、当初予算書第7条に定めた7,823万8,000円に113万1,000円を追加し、7,936万9,000円としようとするものでございます。

なお、不足額につきましては、平成26年11月28日に富

良野市職員の給与に関する条例が改正されたことに伴うものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

4ページ、5ページでございます。

1款ワイン事業費用1項管理費用1目製造場管理費で、追加する給与に関する経費63万9,000円について、25節負担金補助金及び交付金より流用しようとするものでございます。

次に、6ページ、7ページでございます。

1款資本的支出1項たな卸資産生産費1目製品製造費及び2目原料生産費で、増額する給与に関する経費49万2,000円について、1項製品製造費22節販売資材購入費より流用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 途中ではありますが、ここで、11時20分まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時21分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

議案第17号から説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

それでは、議案第17号、富良野市財政調整基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、平成27年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、墓地造成事業の財源として1,000万円以内、農村環境改善センター改修事業の財源として1,000万円以内、道路維持補修委託事業の財源として2,000万円以内、市街地排水路整備事業の財源として2,500万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として2,500万円以内をそれぞれ処分し、合計9,000万円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第18号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、平成27年度の事業費財源に充てるため、富良野市公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内容といたしまして、下水道管路情報整備システム構築委託事業の財源として560万円以内を処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第19号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令が平成27年1月23日公布され、子ども・子育て支援法が同年4月1日に施行されることとなったことから、同法に基づく子どものための教育・保育給付の実施に当たり、支給認定保護者等の利用者から徴収する利用者負担等の徴収等について、条例で規定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨について、第2条は、用語の定義に関する規定でございます。

第3条は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等の支給に係る利用者が負担すべき利用者負担額を別表第1及び別表第2のとおり規定しようとするものでございます。

第4条は、月途中の入・退所等に係る利用者負担額に関する規定でございます。

第5条は、富良野市立保育所設置条例に定める市立保育所の利用者負担の徴収と、子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定による特定保育所における利用者負担の徴収を規定しようとするものでございます。

第6条は、市立保育所の延長保育料の徴収、第7条は、一時保育負担金の徴収について規定しようとするものでございます。

第8条は、利用者負担額等の減免、第9条は、利用者負担額等の納期に関する規定でございます。

第10条は、委任について規定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第20号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の改正をしようとするものでございます。

法律の改正につきましては、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化し、教育長が教育委員会を代表する者となること、市長部局に総合教育会議を設置し、市長が教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定すること、教育長は、市長が議会の同意を得て任命する特別職となることなどでございます。

以下、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

第1条及び第4条は、教育長が一般職から特別職となることから、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止し、特別職である富良野市長及び副市長の給与等に関する条例に教育長を追加しようとするものでございます。

第3条は、富良野市部設置条例に新たに総合教育会議に関する事項を追加しようとするものでございます。

第6条は、特別職となった教育長について、富良野市特別職報酬等審議会条例に追加しようとするものでございます。

第2条、第5条及び第7条は、経過措置を規定するもので、現教育長の在任期間中は改正後の条例の適用をせず、なお、改正前の条例を適用しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第21号、富良野市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、本市の総合的な地域振興施策と特色あるまちづくりを推進するとともに、人口減少・少子高齢社会における効果的な執行体制を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する教育委員会の職務権限に関する事務のうち、同法第24条の2第1項各号に規定されている市長が管理及び執行することができる事務について、条例で教育委員会の職務権限の特例を定めようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨でございます。

第2条は、教育委員会が管理及び執行する教育に関する事務のうち、市長が管理及び執行することができる事務を定めようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日からとし、あわせて、この条例の根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日に改正され、本条例で引用しております条項にずれが生じることから、一部改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第22号、富良野市教育委員会教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例の全部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長の給与、勤務時間等を別に定めるとしていた教育公務員特例法第16条が削除され、また、改正後の法律で職務専

念義務が追加されたことから、教育長の勤務時間及び休暇、職務専念義務の特例について条例に規定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨でございます。

第2条は、教育長が特別職となりますが、勤務時間及び休暇等に関しましては、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を適用しようとするものでございます。

第3条は、教育長の職務に専念する義務の免除についても、富良野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を適用しようとするものでございます。

条例の施行日は平成27年4月1日からとし、経過措置として現教育長の在任期間中は改正後の条例の適用はせず、なお、改正前の条例を適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第23号、富良野市選挙公報発行条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、発行される選挙公報について、市選挙管理委員会が実施する富良野市議会議員及び富良野市長の選挙公報に関し、これまで候補者の写真について運用の中で取り扱っておりましたが、新たに条例に規定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第24号、富良野市行政手続条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、新たに行政指導の方式の改善、行政指導の中止等の求め、処分、行政指導の求めが追加されたことから、当行政手続法の趣旨を踏まえ制定しております本条例につきましても改正条項を追加しようとするもの、あわせて、条文の体系整備及び文言の整理をしようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

目次の改正につきましては、新たに追加する条項及び見出しの体系整備をしようとするものでございます。

第2条第4号は、ただし書きを追加するものでございます。

第2条第6号、第3条及び第3条第7号並びに第22条第1項は、用語の整理と引用条文を整理しようとするものでございます。

第33条は、行政指導の際に権限を行使する旨を相手方に示す事項について規定するもの、また、そのことに伴う体系の整理でございます。

第34条の2は、行政指導の相手方が、当該行政指導に

関し、法律または条例に規定する要件に適合しないと判断した場合に、その中止その他必要な措置を求めるための方法について規定しようとするものでございます。

第34条の3は、法令に違反する事実があり、その是正のための処分、行政指導がなされていないと判断した場合に、適正な処分、行政指導を求めるための方法について規定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日からとし、あわせて、富良野市税条例において本条例を引用しております条項にずれが生じるため、一部改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第25号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることから、これに伴う別表第1、教育委員会の項について改正するもの、また、平成27年度第2次富良野市地域福祉計画の策定に当たり、富良野市地域福祉計画策定市民委員会を設置することから、別表第14項に地域福祉計画策定市民委員会委員を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は平成27年4月1日からとし、経過措置として、現教育長の残任期間中は委員長も残任することから、改正後の別表第1、教育委員会の項を適用せず、なお、改正前の別表第1、教育委員会の項を適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第26号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、昨年の人事院勧告を参考に、職員の給料及び勤勉手当の支給率等を改めようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第12条の2は、単身赴任手当の支給額について、国の基準に合わせるとするものでございます。

第19条の2は、管理職員特別勤務手当の支給に関するもので、週休日以外の災害時及び緊急時等における深夜勤務に対し、手当の支給について国の基準に基づき規定しようとするものでございます。

第21条は、職員の勤勉手当の支給割合について改めようとするものでございます。

別表第1及び別表第2は、職員の給料表の改正で、地域の民間給与水準を踏まえ、平均2.2%引き下げようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日からとし、経過措置として、給与表の適用及び単身赴任手当について、平成30年3月31日までの間、現給保障及び緩和措置を設

けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第27号、富良野市農業推進事業基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市農業推進事業基金を、昨年3月に策定いたしました第2次富良野市農業及び農村基本計画において、重点取り組みと位置づけをした人づくり推進のための財源として基金使用可能とするため、新たに貸し付け事業を追加し、あわせて基金の設置目的を整理しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第28号、富良野市育英基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、経済的理由により就学が困難な優秀な学生、生徒に対し、学資の貸与、給付を実施する育英事業について、対象者の整理、貸与額の拡充及び一定条件のもとでの償還免除について規定しようとするもの、あわせて、文言の整理をしようとするものでございます。

以下、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

第3条は、育英基金の貸与条件について、高等学校授業料の無償制度が平成26年度より高等学校等就学支援金制度に見直され、授業料が免除されていることに伴い、高等学校生徒を削除しようとするものでございます。

第6条は、育英基金の貸与金額について月額及び入学準備金の額を拡充しようとするもの、第6条第2項は、これまで貸与を受けた者がなかったことから削除しようとするものでございます。

第8条は、貸与期間を育英生が在学する学校の正規の修学年限と規定しようとするものでございます。

第9条は、貸与金の交付方法について、第6条第2項の規定を削除することに伴う改正でございます。

第11条は、当該学校を卒業後1年以内に富良野市内に就職するなど一定条件を満たす場合に、育英基金の償還の免除について規定しようとするものでございます。

条例の施行日は公布の日からとし、経過措置として、この条例の施行日前に決定された育英生については、なお、従前の例によるものとするものと、平成27年度に限り、育英基金の願出期日を4月30日までとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第29号、富良野市立保育所設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、老朽化が進む中央保育所と麻町保育所の保育環境の改善と、少子化に伴う入所児童数の減少等の課題を改善するため、保育所再編事業として平成27年6月15日に新た虹いろ保育所を開所するため、また、子ども・

子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係する条文を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、法律の改正に伴う文言整理でございます。

第2条は、保育所再編に伴い、名称、位置、定員を改正しようとするものでございます。

第3条は、保育の実施について、法律の規定を適用するための改正でございます。

第5条は、文言整理でございます。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日からとし、経過措置として、保育所再編後の規定は平成27年6月15日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第30号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴う文言の整理と、保育料に関する条項を追加しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条及び第4条の見出しは、法律の改正等による文言整理でございます。

第4条、第5条及び第6条は、これまで規則で規定しておりました保育料に関する条項について、条例で規定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第31号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、第5期介護保険事業運営期間が平成26年度で終了し、新たに平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業運営期間が始まることから、利用見込み等を考慮し、期間中の第1号被保険者の保険料率等を改正しようとするものと、平成27年4月1日より地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行となり、介護保険法が改正となることから、関連する富良野市介護保険条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第2条第1項の改正は、事業運営期間、所得段階別の保険料率の改正、さらに、所得段階区分を見直し、本人

市民税課税世帯で合計所得額が125万円以上200万円未満としていた第7段階を分割して、第7段階を合計所得額125万円以上160万円未満とし、新たに合計所得金額が160万円以上200万円未満とする第8段階を追加し、所得段階区分を9段階から10段階としようとするものでございます。

第2項は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正となり、平成27年4月から消費税による公費を投入して、平成27年度から平成29年度までの3力年間、低所得者の保険料を軽減するもので、保険料基準額に対する軽減割合を0.05増加させ、0.5から0.45の負担へ軽減しようとするものでございます。

第4条第3項は、第2条の改正に伴う引用条文の文言整理でございます。

附則第5条は、地方税法において延滞金の割合の特例が見直されたことに伴う改正でございます。

附則第6条は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条において、市町村が実施する地域支援事業の実施を猶予しようとするものでございます。

なお、この条例の施行日は平成27年4月1日からとし、第2条第2項の改正については政令が公布された後、規則で定めようとするものでございます。

また、経過措置として、改正後の保険料の適用は平成27年度分からとしようとするものと、延滞金の適用について規定しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第32号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年1月16日に介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正が行われたことに伴い、運営基準等の関係条文の改正と用語の整理を行おうとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

目次中、第9章の複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護へ改称するものでございます。

第1条から第40条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第60条から第65条は、認知症対応型通所介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第82条から第106条は、小規模多機能型居宅介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第110条から第113条は、認知症対応型共同生活介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第151条から第180条は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第190条から第202条は、看護小規模多機能型居宅介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

なお、その他の条項の改正は、第9章の看護小規模多機能型居宅介護の改称に伴う文言整理と引用条文の改正に伴う文言整理でございます。

別表第1の追加は、第5章の小規模多機能型居宅介護の運営基準の見直しに係る規定の追加でございます。

別表第2の追加は、第5章の小規模多機能型居宅介護及び第9章の看護小規模多機能型居宅介護の運営基準の見直しに係る規定の追加でございます。

なお、条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第33号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年1月16日に、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が行われたことに伴い、運営基準等の関係条文の改正と用語の整理を行おうとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第7条から第37条は、介護予防認知症対応型通所介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第44条から第66条は、介護予防小規模多機能型居宅介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

第70条から第86条は、介護予防認知症対応型共同生活介護の運営基準の見直しと文言整理による改正でございます。

なお、その他の条項の改正は、引用条文の改正に伴う文言整理でございます。

別表第1及び別表第2の追加は、第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護の運営基準の見直しに係る規定の追加でございます。

なお、条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第34号、富良野市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基

準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年1月16日に、介護予防法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が行われたことに伴い、介護予防支援に関する関係条文の改正と用語の整理を行おうとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

第31条は、介護予防支援の具体的取り扱い方法の見直しと文言整理による改正でございます。

なお、条例の施行日は、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第35号、富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年1月21日に、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例で引用しております条項について整理しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成27年6月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第36号、富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年1月21日に、建築基準法の一部が改正される法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例で引用しております条項について整理しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成27年6月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第37号、富良野市住宅改修促進助成条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、雇用促進を目的として、平成21年度から3カ年にわたり実施いたしました住宅リフォーム改修促進事業の目的を、消費喚起による市内経済の循環化を目的とするとともに、補助対象となる改修工事費及び補助金の見直しを行い、新たに平成27年度から平成29年度までの3カ年間実施しようとするため、富良野市住宅改修促進助成条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、条例の目的で、雇用の安定を消費喚起に改めようとするものでございます。

第2条第1号は、本文中のただし書きを削除するものでございます。

第2章は、住宅リフォーム工事に関する規定、第3条は、助成の内容で、交付制限を規定するものでございます。

第4条は、助成対象となる改修工事について、改修事業者は市内建設事業者に限ることや、対象となる改修工事費及び対象外費用について規定しようとするものでございます。

第5条は、補助対象となるものの条件を規定しようとするものでございます。

第6条は、補助金の額について規定しようとするものでございます。

附則の改正につきましては、平成24年3月31日をもって失効としておりました第2章の規定の効力を回復させるための規定でございます。

別表につきましては、改修工事の内容について整理しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日からとし、この条例の効力は平成30年3月31日をもって失効とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第38号、富良野市都市計画審議会条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、都市計画審議会における審議へ、より一層、多様な意見を取り入れる観点から、委員構成について学識経験者を増員しようとするものと、委員の任期について整理しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、平成27年6月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第39号、上川教育研修センター組合規約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、同組合における教育長については、組合長が議会の同意を得て任命することとなるため、同組合規約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定に基づく規約の一部変更の協議を求められたものでございます。

一部事務組合規約の変更につきましては、同法第290条の規定により、議会の議決が必要なことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第40号、建物の取得について御説明を申し上げます。本件は、富良野市東4条街区地区第1種市街地再開発

事業の事業実施主体でありますふらのまちづくり株式会社より、富良野市立虹いろ保育所として使用する建物を取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく不動産に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、建物の概要につきましては、議案関係資料を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議案第41号、市道路線の認定及び廃止について御説明を申し上げます。

市道路線の路線番号2109及び2111は、北海道が管理する道道上富良野旭中富良野線の区域に決定されたため、市道を廃止するものでございます。また、路線番号1579につきましては、北海道が管理する道路区域から外れたため、市道として認定するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この認定及び廃止により、2,958.52メートル減の720.01キロメートルとなります。

また、市道路線の位置等につきましては、議案関係資料を御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 以上で、本件32件の提案説明を終わります。

日程第7 予算特別委員会設置

議長（北猛俊君） 日程第7、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号の平成27年度富良野市各会計予算及びこれに関連する議案第17号から議案第19号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第31号、以上16件につきましては、さきに議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいまお諮りのとおり決しました。
本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時57分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月3日

議 長 北 猛 俊

署名議員 洪 谷 正 文

署名議員 日 里 雅 至